

君津地区四市精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進連携会議について

【精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムとは】

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保されたシステムのことであり、地域共生社会の実現に向かっていく上で欠かせないものです。

1 会議概要

設置年月日
令和3年7月5日 「君津地区四市精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進連携会議の実施に係る覚書」締結
設置目的
精神障害のある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健、医療、福祉関係に関する事業者、行政機関その他関係者の連携を図るため、君津地区4市において協議の場を共同で設置するもの。

2 開催日及び開催内容

日時		内容
第1回	令和6年5月17日(金)	(1)令和5年度の実施結果について (2)令和6年度の活動目標および活動計画(案)について (3)事例検討 (4)精神保健福祉法改正に伴う体制について (5)その他
第2回	令和6年9月20日(金)	(1)君津地区四市精神障がいに係る手帳利用者及びサービス利用者等の実績について (2)事例検討 (3)医療・福祉・行政の連携について (4)目標値の設定について (5)その他
第3回	令和7年1月17日(金)	(1)全体共通目標の設定について (2)事例検討 (3)その他